

第1回 大分県小規模集落対策本部会議

資 料

1	大分県小規模集落対策本部設置要綱（案）	・・・	1頁
2	小規模集落实態調査報告書概要（H19実施）	・・・	3頁
3	各市町村の自治区等の状況	・・・	4頁
4	各市町村における自治区等の再編状況	・・・	5頁
5	小規模集落対策現状分析マップサンプル	・・・	6頁
6	小規模集落対策について	・・・	7頁
7	小規模集落対策に資する県の事業	・・・	8頁

平成20年4月23日（水）

大分県企画振興部 観光・地域振興局

大分県小規模集落対策本部設置要綱

(設置)

第1条 集落の衰退は、そこに住む住民の生活を守ることはもちろんのこと、地域に根ざす伝統・文化の継承、県土の保全や水源涵養、更には美しい農村景観の保全等の多面的な観点からも見過ごせない問題であることから、小規模集落の維持・活性化に向け、県と市町村とが連携して取り組むことを目的に「大分県小規模集落対策本部」(以下、「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 小規模集落の維持・活性化に関すること。
- (2) 小規模集落の課題解決に関すること。
- (3) 小規模集落の実態把握に関すること。
- (4) その他小規模集落対策に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 対策本部は、本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は大分県知事をもって充てる。
- 3 本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てるものとするが、本部長は、必要に応じて本部員を追加することができる。

(地域対策会議)

第4条 対策本部に、振興局が所管する区域(以下、「所管区域」という。)ごとに小規模集落地域対策会議(以下、「地域対策会議」という。)を設置する。

- 2 地域対策会議は、第2条に掲げる事務のうち、所管区域に関する事項の処理に当たる。
- 3 地域対策会議は、議長及び委員をもって構成する。
- 4 議長は振興局長をもって充て、委員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、必要に応じて委員を追加することができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 対策本部に小規模集落対策プロジェクトチーム(以下、「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

2 プロジェクトチームは、第2条に掲げる事務のうち、複数の所管区域にわたる広域的な対策の検討・推進や各地域対策会議での取組を支援するとともに、本部長の指示する事項の処理に当たる。

3 プロジェクトチームは、リーダー及びメンバーをもって構成する。

4 リーダーは企画振興部審議監をもって充て、サブリーダーは観光・地域振興局長をもって充て、メンバーは別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

5 リーダーは、必要に応じてメンバーを追加することができる。

(会議)

第6条 対策本部の会議は本部長が、地域対策会議の会議は地域対策会議議長が、プロジェクトチームの会議はリーダーが、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長、地域対策会議議長及びプロジェクトチームリーダーは、必要に応じてそれぞれの会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 現地調査をはじめ地域の実情に応じた具体的な対策の検討・立案を行うため、地域対策会議及びプロジェクトチームに、それぞれワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループのメンバーは地域対策会議議長及びプロジェクトチームリーダーが、地域対策会議委員及びプロジェクトチームメンバーの推薦等をもとに選定することができる。

(事務)

第8条 対策本部及びプロジェクトチームの事務は、企画振興部観光・地域振興局において処理する。

2 地域対策会議の事務は、各振興局地域振興部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関して必要な事項は本部長が、地域対策会議の運営に関して必要な事項は地域対策会議議長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成20年4月23日から施行する。

別表1 (第3条関係)
対策本部

大分市長
別府市長
中津市長
日田市長
佐伯市長
臼杵市長
津久見市長
竹田市長
豊後高田市長
杵築市長
宇佐市長
豊後大野市長
由布市長
国東市長
姫島村長
日出町長
九重町長
玖珠町長
副知事
総務部長
企画振興部長
福祉保健部長
生活環境部長
商工労働部長
農林水産部長
土木建築部長
教育長
警察本部長
各振興局長

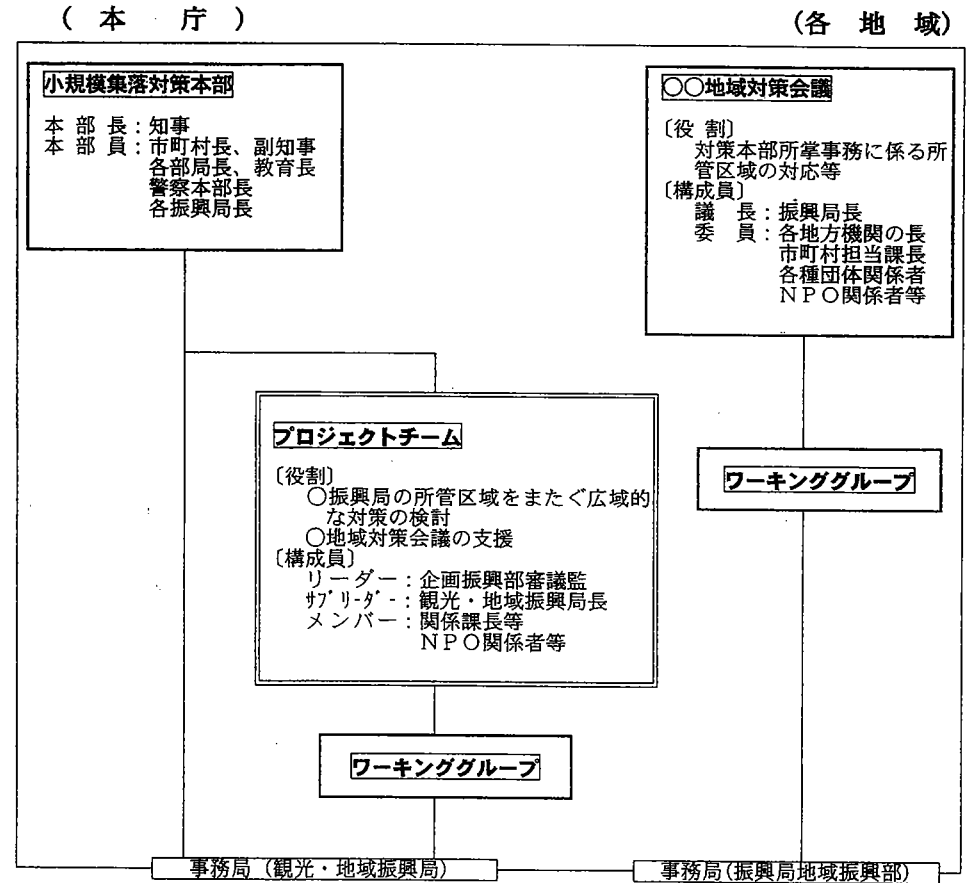
別表3 (第5条関係)
プロジェクトチーム

市町村振興課長
IT推進課長
観光・地域振興局 旧町村部対策監
総合交通対策課長
地域福祉推進室長
医務課長
高齢者福祉課長
消防保安室長
商工労働企画課長
商業・サービス業振興課長
農山漁村・担い手支援課長
おおいたブランド推進課長
農村整備計画課長
林務管理課長
水産振興課長
建設政策課長
小規模集落対策につながる取組の実践者や
先駆者

別表2 (第4条関係)
地域対策会議 (標準)

各市町村担当課長
商工会代表
自治会代表
社会福祉協議会代表
農協代表
漁協代表
森林組合代表
保健所長
土木事務所長
教育事務所長
小規模集落対策につながる取組の実
践者や先駆者

小規模集落対策の推進体制図



小規模集落実態調査の概要

平成19年12月25日
観光・地域振興局

1 調査目的

本調査は、本年10月の第3回の合併影響調査で「限界集落とならないか心配だ」という住民の声があったことから、いわゆる「限界集落」的な集落の実態を把握し、今後の対応策の検討資料とするため12新市と共同で取り組んだもの。

2 調査対象集落

- (1) 調査対象集落 ①人口100名未満 ②高齢化率が原則50%以上
③近隣に補充可能な集落のない集落
- (2) 選定方法 新市毎に地形別(山間地 中間地 平地)に1集落選定
- (3) 調査集落 32集落(平地は高齢化率が低いなどで4市で選定できず)

3 調査方法

県・新市の職員が集落に赴き次の調査を実施

- (1) 自治会長等の集落の代表者への聞き取り調査
- (2) 299のサンプル世帯訪問による聞き取り調査(全625世帯の47.8%)

4 対象集落の現状

(1) 人口・高齢化率等

項目	最小	平均	最大
人口(人)	6	46.1	93
世帯数(世帯)	4	19.5	45
高齢化率(%)	37.5	54.5	100

- (2) 299世帯の主な収入(世帯毎の最も大きな収入源)
- 年金 約57% 給与所得 約22% 農林業 約15%
- その他 約6%

5 集落機能の現状と見通し

(1) 現状ある主な機能

行政連絡事項伝達(32集落) 寄り合い(30集落) 神社等の管理(30集落) 地域祭事(30集落) 生活道路等の維持管理(29集落) 葬儀(28集落) 等

(2) 10年後の集落機能の見通し

人口減少や高齢化の進行などを背景に、寄り合いや生活道路等の維持管理といった機能に支障を来すという声が多く聞かれた。

6 集落の今後(10年後)の重要問題

鳥獣被害(23集落) 耕作放棄地の増大(10集落) 生活道路等の維持管理(9集落) 災害の発生(9集落) 交通手段の確保(7集落) 医療(6集落) 等

7 集落が考える今後の問題解決方法

問題の解決主体については、「行政」が主体となるべきとの意見が多いが、耕作放棄地の問題では、「集落住民」と「行政」が拮抗するなどバラツキも見られた。

また、問題解決のための負担については、金銭的負担を選択する意見もあったが、多くは労務提供なら可能であるとの声であった。

8 10年後の集落の人口推計

コーホート要因法を用い、社会増減を考慮せずに人口推計を行った。

- 32集落の平均では20%減少する見込み
- 12新市全体では3%減少する見込み

9 移住者受け入れの意識と空き家

(1) 移住者の受け入れ

32集落中、5集落が歓迎、22集落が地域に溶け込んでくれるなら受け入れたいとの意向

(2) 空き家の状況

半数以上の集落に手を加えれば住める空き家がある

有り	有りの場合の平均空き家数	無し
17集落	2.5棟	15集落

10 集落移転の意向

- (1) 32集落の意向 1集落を除いて移転は考えられないとの意向
- (2) 299世帯の意向 36世帯は集落機能が維持できなくなったら移転せざるを得ないとの意向

11 小規模集落への今後の対応

調査結果をもとに検討していくが、基本的には、旧町村部対策としてこれまでも取り組んでいるコミュニティビジネスのような活性化対策と、生活の足の確保や集落機能の維持といった生活対策が中心となる。

一朝一夕には解決できない問題が多いと思われるが、住民が安心して集落に住み続けることができるよう、公的支援制度の充実や、新市やNPO等との連携のもと、より効果的・効率的な対策を推進していくための「小規模集落対策会議(仮称)」の設置等も含め検討していく。

県内各市町村の自治区等の状況

	自治区等の数 (A)	人口 (B)	B/A (人口/自治区等の数)	高齢化率が50%を超える自治区等の数 (C)	C/A
大分市	671	469,832	700	34	5.1%
別府市	145	121,755	840	3	2.1%
中津市	388	86,180	222	49	12.6%
日田市	163	72,822	447	2	1.2%
佐伯市	373	81,601	219	32	8.6%
臼杵市	308	42,343	137	26	8.4%
津久見市	30	21,555	719	7	23.3%
竹田市	374	26,501	71	86	23.0%
豊後高田市	163	25,248	155	12	7.4%
杵築市	188	33,865	180	24	12.8%
宇佐市	350	61,901	177	52	14.9%
豊後大野市	241	41,737	173	54	22.4%
由布市	150	36,523	243	5	3.3%
国東市	130	33,381	257	21	16.2%
姫島村	6	2,553	426	0	-
日出町	79	28,423	360	1	1.3%
九重町	141	11,269	80	8	5.7%
玖珠町	293	18,233	62	28	9.6%
計	4,193	1,215,722	290	444	10.6%

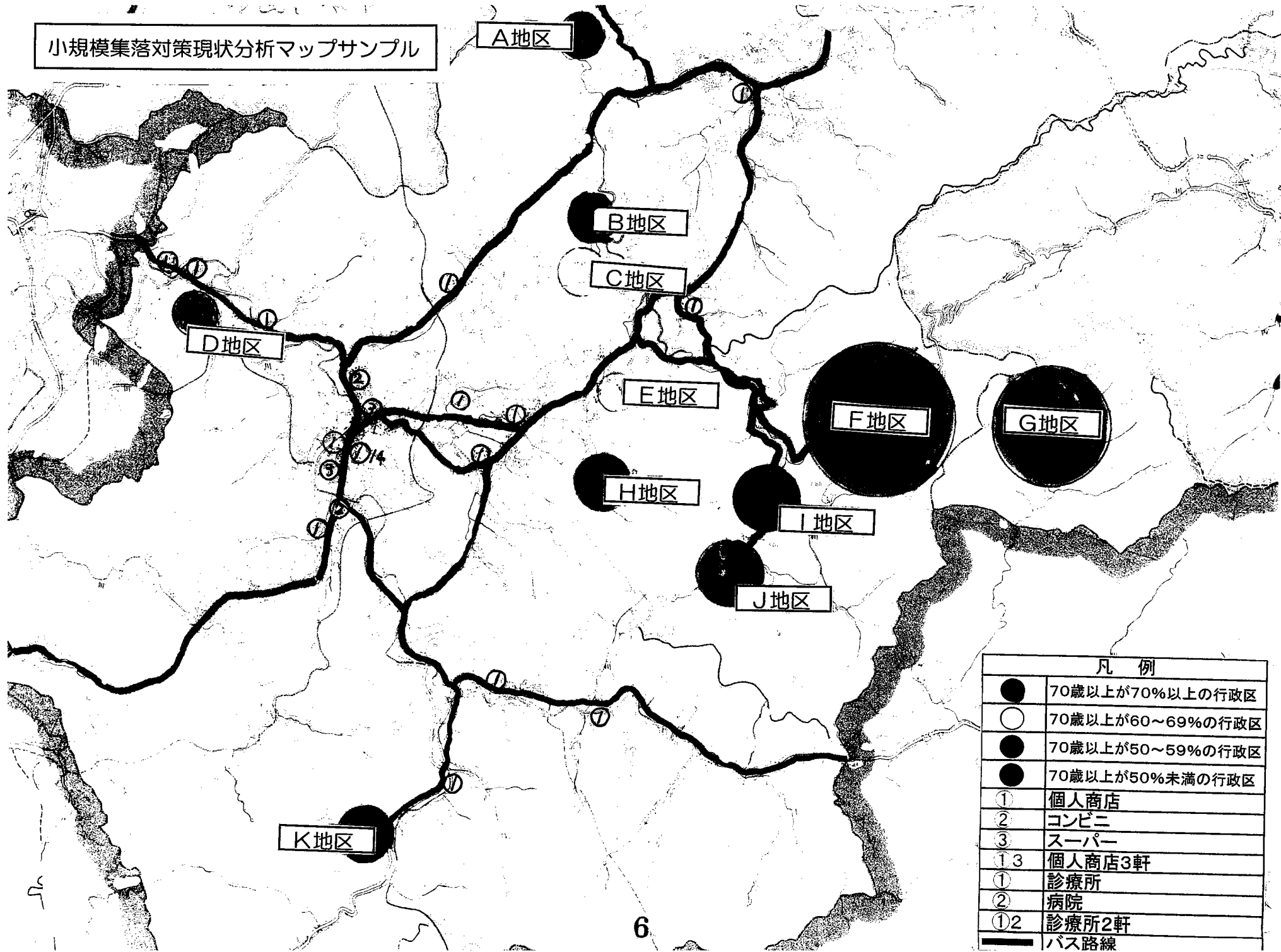
(注) 調査時点は平成20年3月末 (高齢化率の数値のみ中津H19.10.1)

県内各市町村における自治区等の再編状況

	過去5年間の再編実績		実施時期	再編による増減数	再編の主な理由	今後の再編予定		再編予定時期
	有	無				有	無	
大分市	○		平成16年度	1増	ダム設置による再編		○	
別府市		○					○	
中津市		○					○	
日田市	○		平成16年度	145減	市町村合併に伴う、取扱の統一		○	
佐伯市		○					○	
臼杵市		○					○	具体的な予定は無いが、20年度に自治会と検討を行う予定。
津久見市		○					○	
竹田市		○					○	
豊後高田市	○		平成16年度	46減	行政改革による組織の効率化のため	○		時期は未定。平成26年度までに実施予定。
杵築市	○		平成19年度	7減	集落機能強化のため	○		時期は未定だが、今後も実施予定。
宇佐市		○				○		時期は未定。自治区のあり方検討委員会で検討中。
豊後大野市	○		平成18年度 平成19年度	11減	市町村合併による差異の解消 小規模集落の機能維持	○		平成20年度まで
由布市		○					○	
国東市		○				○		時期は未定だが、今後実施予定。
姫島村		○					○	
日出町		○					○	
九重町		○					○	
玖珠町		○					○	
	5	13				5	13	

(注) 住宅地の開発等に伴う基本単位の発生等、再編とは言いえない変動については除外

小規模集落対策現状分析マップサンプル



凡 例	
● (Large)	70歳以上が70%以上の行政区
○ (Medium)	70歳以上が60~69%の行政区
● (Small)	70歳以上が50~59%の行政区
● (Very Small)	70歳以上が50%未満の行政区
①	個人商店
②	コンビニ
③	スーパー
①③	個人商店3軒
①	診療所
②	病院
①②	診療所2軒
— (Thick line)	バス路線

基本的な考え方

1 対策を本格化する理由

①住民生活や県土保全上重要課題

集落の衰退や消滅は、住民の生活はもちろんのこと水源涵養や県土保全上の影響も懸念されるため、極めて重要な課題であると認識

②正面から向き合う時期に来た

行政区で見ても1割以上が高齢化率50%を超え、少子高齢化が更に進むことを考えると、正面から向き合わねばならない時期に来たと判断

③住民の安心のため地域が先行してやってみる

現時点での国の対応は十分とは言えないことから、県と市町村が連携して対策に取り組む

2 対応の基本方針

①セイフティネットの構築に重点を置く

小規模集落に安心して住み続けられるよう、セイフティネットの構築に重点を置いて取り組む（※活性化策が可能な地域はそれを優先）

②地域の実情を踏まえ柔軟に対応する

小規模集落の課題をはじめ地域の実情をより正確に把握し、その上で最適な対応を考える

③対策本部等を設け県・市町村が連携して取り組む

全県的な課題であるため、市町村はもとより、地域を支える様々な団体等とも連携し取り組む

3 留意点

①総花的な対応はしない

従来の過疎対策のようなハード中心でなく、ソフト対策を中心に対応していく

②デリケートな問題であり情報管理に留意する

地域とのコミュニケーションを大事にしながら対応を進めていく

今後の対応

1 地域対策会議を早期に設置し対象地域を選定

振興局単位に地域対策会議を設置し、本格的に取り組むに当たって、市町村毎に優先的に対策を講ずべき対象地域を小学校区等の一定のまとまりで選定

※他の地域でも小規模集落の課題に応じた対策は推進

2 対象地域の現地調査の実施

(1) 調査時期 地域対策会議設置後から5月末までを目途

(2) 調査内容 ①対象地域内の小規模集落の具体的課題
②地域の特性や地域資源
③キーパーソンや地域貢献可能な団体、NPO等

3 対象地域で対策事業を構築

(1) ポイント 無理なく継続できる仕組みづくりに重点

(2) 対策の例 ①元気な集落やボランティア団体が小規模集落を支援
②地域内のコミュニティ機能向上により互助機能を強化
③商工会やNPO等による生活支援サービス等の展開
(個別の課題対策としての鳥獣被害対策の実施等)

4 対象地域で対策事業を実施

5 対策本部を通じ実施内容を公表

優良事例等に関する情報を広く共有することで、他地域の対策に活かしていく

小規模集落対策に資する事業(例)の施策体系

